平成２７年（フ）第２０５号
大阪府富田林市藤沢台７丁目17番20―104号
債務者　舩元佳奈美
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
堺市中区新家町611―14、住民票上の住所大阪府豊中市箕輪２丁目８番３号
債務者　坂野　嘉則
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
堺市北区東浅香山町１丁13番地１　浅香ハイツ505号
債務者　鳴橋　政枝
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７号
香川県観音寺市本大町1759番地　寿ハイツ301号
債務者　藤川まゆみ
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第３０６８号
東京都世田谷区弦巻１丁目28―３　コーポ松尾
債務者　松尾　利晴
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０９５号
東京都目黒区下目黒４丁目11―21―301
債務者　松本　宏樹
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１１２号
埼玉県さいたま市桜区道場１丁目８―19　コスモハイツ86　Ｍ１―103
債務者　武田　雄介
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１２２号
千葉県船橋市新高根５丁目５―10　コーポラスやまとＢ―103
債務者　松本　　徹
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１４０号
東京都世田谷区宇奈根２丁目22―８―103
債務者　生田　　治
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１４１号
東京都新宿区西落合４丁目21―８―105
債務者　飯島　光明
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１４６号
東京都江戸川区鹿骨５丁目15―３　第１丸万荘203
債務者　宮本　弘美
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１５０号
東京都練馬区高松１丁目９－８―105
債務者　吉田　ミキ
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１５２号
神奈川県川崎市多摩区枡形３丁目２－３－206
債務者　藤井　則和
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１５３号
東京都八王子市別所１丁目15―40
債務者　五味　精一
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１５４号
東京都東久留米市小山２丁目８－４
債務者　吉田　直文
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１５５号
東京都東久留米市小山２丁目８－４
債務者　吉田　和江
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部